

水質汚濁防止法に基づく 届出のしおり

(総量規制編)

令和4年11月

東 京 都

はじめに

水質汚濁防止法は、工場又は事業場から公共用水域に水を排出する事業者に対し、法で定める特定施設を設置する場合や届出事項を変更する場合等に、知事（政令市にあつては市長）へ届け出ることを義務付けています。

このしおりは、水質汚濁防止法の届出について御理解いただき、法に基づく各種届出を円滑に行うために御利用いただくものです。

なお、この「届出のしおり（総量規制編）」は水質総量削減制度に係る届出等について説明しています。法の概要及び届出制度全般については、「届出のしおり」をご覧ください。

届出書の作成に際し、このしおりを有効に活用していただければ幸いです。

目 次

第1	総量規制の概要	1
1	目的	1
2	対象事業場	1
3	指定地域	1
4	規制項目	2
5	汚濁負荷量の測定等	2
6	その他の規制措置	2
第2	総量規制基準	3
1	化学的酸素要求量(COD)	3
2	窒素含有量	13
3	りん含有量	22
第3	汚濁負荷量の測定	31
1	測定方法	31
2	汚濁負荷量測定における留意点	32
第4	水質汚濁防止法に基づく総量規制関係の届出	34
1	届出の義務	34
2	届出の種類	34
3	届出先	35
4	その他	35
5	水質汚濁防止法に基づく届出書の記入要領	36
第5	汚濁負荷量の測定結果の記録と報告	48
1	汚濁負荷量測定結果の記録	48
2	汚濁負荷量測定結果の報告	49

第1 総量規制の概要

1 目的

産業や人口の集中等によって多量の産業排水や生活排水が流入する広域の閉鎖性水域では、汚濁物質が滞留しやすいことなどにより、水質環境基準の達成が困難な状況にあります。

このような水域の水質汚濁を防止するためには、水域へ流入する汚濁負荷量を一定量以下に抑える必要があり、濃度規制に加えて汚濁負荷量を規制する総量規制制度が導入されています（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の2から5まで）。

総量規制は、東京湾等の閉鎖性水域において、昭和54年から化学的酸素要求量（COD）を対象に実施されてきましたが、平成14年の第5次総量規制から窒素及びりんが規制対象項目に加えられました。令和4年10月に第9次総量削減計画及び第9次総量規制基準が告示され、令和4年12月1日（既に設置されている事業場については令和6年4月1日）から第9次総量規制基準が適用されます。

2 対象事業場

指定地域に所在する特定事業場のうち、日平均排水量50m³以上の特定事業場です（以下「指定地域内事業場」という。）。

3 指定地域

指定地域とは、町田市の一部（境川流域）と島しょを除く東京都全域で、法施行令別表第2第1号ハに掲げる区域をいいます（図1及び表1参照）。

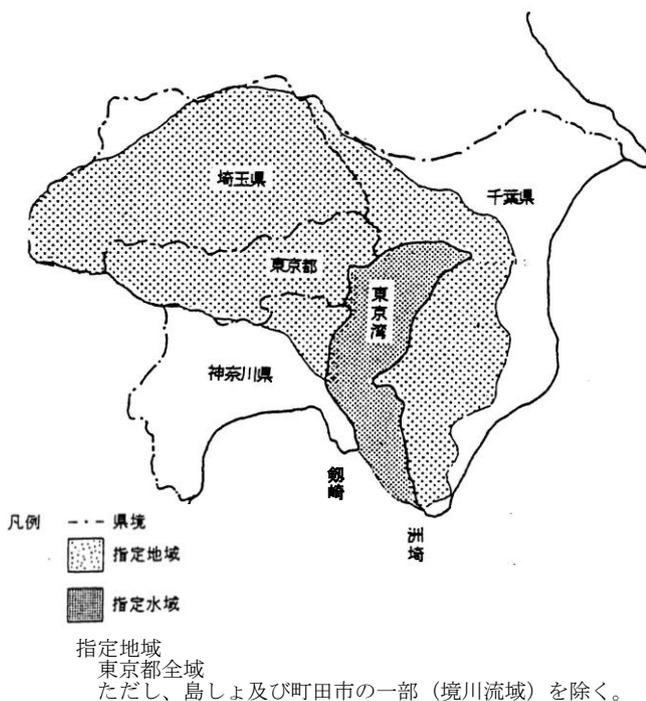


表1 東京都における指定地域

町田市（相原町（殿丸及び和田内を除く。）、小川三丁目から小川六丁目まで、小山町、金森一丁目から金森七丁目まで、木曾東一丁目から木曾東四丁目まで、木曾西一丁目から木曾西五丁目まで、木曾町（二号及び五号を除く。）、下小山田町八幡平、忠生三丁目、忠生四丁目、鶴間一丁目から鶴間八丁目まで、常盤町、中町一丁目、中町二丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸町、原町田一丁目から原町田六丁目まで、南つくし野一丁目、南町田一丁目から南町田五丁目まで、森野一丁目から森野六丁目まで、矢部町、小山ヶ丘一丁目から小山ヶ丘六丁目まで及び金森東一丁目から金森東四丁目までに限る。）、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く区域

図1 東京湾に係る総量規制指定地域

4 規制項目

- 化学的酸素要求量 (COD)
- 窒素含有量 (T-N)
- りん含有量 (T-P)

5 汚濁負荷量の測定等

総量規制基準が適用される事業場は、排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません (法第 14 条第 2 項)。

「排出水の汚濁負荷量の測定等 (法施行規則第 9 条の 2)」

- 環境大臣の定めるところにより、汚濁負荷量の測定に必要な項目を計測し、特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量を算定すること。
- 特定排出水の汚濁負荷量を所定の測定頻度で測定すること (詳細は 31 ページ参照)。
- 測定の結果は、様式第 9 による汚濁負荷量測定記録表により記録し (詳細は 48 ページ参照)、その記録を 3 年間保存すること。

6 その他の規制措置

(1) 事前措置命令 (法第 8 条の 2)

届出の内容により総量規制基準に適合しないと認めるときは、排水処理方法、特定施設の設置又は変更に関する計画の変更等を命令する場合があります。

(2) 改善措置命令 (法第 13 条第 3 項)

総量規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、排水処理方法の改善等を命令する場合があります。

(3) 報告及び検査 (法第 22 条)

汚水等の処理の方法等について報告を求め、又は、工場・事業場に立入検査をします。

なお、所定の様式で、汚濁負荷量測定結果を報告していただきます (詳細は 49 ページ参照)。

第2 総量規制基準

1 化学的酸素要求量 (COD)

(1) 総量規制基準の求め方

- ① 原則として、昭和 55 年 6 月 30 日において既に設置されている指定地域内事業場 (②に該当するものを除く。)

(法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、改正の時期に応じて、昭和 55 年 6 月 30 日を昭和 57 年 6 月 30 日、昭和 57 年 12 月 31 日、平成元年 3 月 31 日、平成 3 年 3 月 31 日、平成 3 年 9 月 30 日、平成 9 年 11 月 30 日、平成 10 年 6 月 16 日、平成 12 年 2 月 29 日、平成 13 年 6 月 30 日、平成 24 年 5 月 24 日と読み替える。)

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

- ② 原則として、昭和 55 年 7 月 1 日以後に届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場 (工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以降新たに指定地域内事業場となったものを含む。) 及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場 (同日前に届出がされたものを除く。)

(法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、改正の時期に応じて、昭和 55 年 7 月 1 日を昭和 57 年 7 月 1 日、昭和 58 年 1 月 1 日、平成元年 4 月 1 日、平成 3 年 4 月 1 日、平成 3 年 10 月 1 日、平成 9 年 12 月 1 日、平成 10 年 6 月 17 日、平成 12 年 3 月 1 日、平成 13 年 7 月 1 日、平成 24 年 5 月 25 日と読み替える。)

$$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

①及び②の算式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 、 Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c : 排出が許容される汚濁負荷量 (許容汚濁負荷量) (単位 kg/日)

C_c : 別表第 1 (1) の欄に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L)

Q_c : 特定排水 (排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。) の量 (単位 m^3 /日)

C_{cj} : 別表第 1 (3) の欄に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L)

C_{ci} : 別表第 1 (2) の欄に掲げる化学的酸素要求量 (単位 mg/L)

C_{co} : C_c と同じ値 (単位 mg/L)

Q_{cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量) (単位 m^3 /日)

(平成 3 年 7 月 1 日以降に法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、改正の時期に応じて、平成 3 年 7 月 1 日を平成 3 年 10 月 1 日、平成 9 年 12 月 1 日、平成 10 年 6 月 17 日、平成 12 年 3 月 1 日、平成 13 年 7 月 1 日、平成 24 年 5 月 25 日と読み替える。)

Q_{ci} : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量（ Q_{cj} を除く。））（単位 $m^3/日$ ）

（昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、改正の時期に応じて、昭和55年7月1日を昭和57年7月1日、昭和58年1月1日、平成元年4月1日、平成3年4月1日と読み替える。）

Q_{co} : 特定排出水の量（ Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。）（単位 $m^3/日$ ）

（2）総量規制基準の適用関係

- ① 指定地域内事業場であつて、令和4年12月1日以降に特定施設を新・増設又は変更することにより特定排出水が増加する場合にあつては、新・増設又は変更した日から、増加する特定排出水の分について第9次総量規制基準が適用される。
- ② 指定地域内事業場以外の事業場であつて、令和4年12月1日以降に特定施設を新・増設又は変更することにより特定排出水が増加し、新たに指定地域内事業場となる場合にあつては、新・増設又は変更した日から、増加する特定排出水の分について第9次総量規制基準が適用される。
- ③ ①、②以外の指定地域内事業場については、令和6年3月31日までの間は、第8次総量規制基準が適用されるが、令和6年4月1日からは、第9次総量規制基準が適用される。

表 2-1 総量規制基準の適用関係（化学的酸素要求量）

特定施設の届出日	時 期	
	R4.12.1	R6.4.1
S55.6.30 以前からあるもの	第8次基準適用期間 ($C_c \times Q_c$ 又は $C_{co} \times Q_{co}$)	第9次基準適用 ($C_c \times Q_c$ 又は $C_{co} \times Q_{co}$)
S55.7.1～H3.6.30 における新・増設分	第8次基準適用期間 ($C_{ci} \times Q_{ci}$)	第9次基準適用 ($C_{ci} \times Q_{ci}$)
H3.7.1～R4.11.30 における新・増設分	◎ 第8次基準適用期間 ($C_{cj} \times Q_{cj}$)	第9次基準適用 ($C_{cj} \times Q_{cj}$)
R4.12.1 以降の新・増設分		◎ 第9次基準適用 ($C_{cj} \times Q_{cj}$)

備考 ◎は、事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。

別表第1

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Cc、Cco	(2) Cci	(3) Ccj	(1) Cc、Cco	(2) Cci	(3) Ccj	
2	畜産農業	70	70	60	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	30	30	20	※1
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	40	40	30	
9	寒天製造業	55	55	55	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	30	30	20	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	40	40	30	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	40	40	30	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	40	40	40	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	30	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	30	30	30	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Ce、Cco	(2) Ce i	(3) Ce j	(1) Ce、Cco	(2) Ce i	(3) Ce j	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）	30	30	30	30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	75	75	70	75	75	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	90	90	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	40	40	40	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30	30	30	30	※1
75	木材薬品処理業	20	20	20	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リファイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	70	70	70	70	70	70	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Cc、Cco	(2) Cei	(3) Cej	(1) Cc、Cco	(2) Cei	(3) Cej	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	70	70	60	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	20	20	20	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20	※1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	60	60	40	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	50	50	30	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	30	20	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	40	40	40	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	50	50	50	
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	60	60	50	
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	120	110	110	
118	コールターール製品製造業	120	120	120	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	50	50	30	
120	プラスチック製造業	30	20	20	30	20	20	
121	合成ゴム製造業	40	40	40	40	40	40	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	50	50	50	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	30	20	20	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	70	70	60	
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	20	20	20	
137	農薬製造業	30	30	20	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	10	10	*10	10	10	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	160	160	130	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	20	20	20	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	30	30	30	
149	コークス製造業	180	180	90	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	10	10	10	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	10	10	10	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	
186	伸線業	10	10	10	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	10	10	10	
195	鋳鉄物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	10	*10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	25	10	10	*20	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	20	20	20	※1
210	空瓶卸売業	30	20	20	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。）	30	30	20	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	50	40	30	※1
214	宿泊業	50	40	30	50	40	30	※1
215	リネンサプライ業	40	40	30	40	40	30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30	40	40	30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	20	20	20	
220	病院	30	30	30	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	30	30	30	30	30	30	※1
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）	50	50	30	50	50	30	※1

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量						備考
		第8次のC等の値			第9次のC等の値			
		(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	(1) Ce、Cco	(2) Cei	(3) Cej	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	40	30	20	
224	ごみ処理業	30	30	30	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20	20	20	20	
232	自動式車両洗浄施設	15	10	10	*10	10	10	
	浄水施設	15	10	10	*10	10	10	
	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（整理番号 221 の項及び同222 の項に係るものを除く。）	40	30	30	*35	30	30	
	その他のもの	40	30	30	*35	30	30	

注1 表中の網掛けの区分は、第9次総量規制基準で数値が強化された区分。

また、表中の*を付した数値は、第9次総量規制基準で強化された数値

注2 表中の備考欄の※1は、次ページを参照のこと。

※1 別表第1備考の業種区分別の注意事項

第8次のC等の値

- 6 平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあっては、(3)の欄中「20」とあるのは「30」とする。
- 71 接着機洗浄水を循環するものにおいて、(1)、(2)及び(3)の欄中「30」とあるのは、「10」とする。
- 108 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、(1)、(2)及び(3)の欄中「20」とあるのは、「40」とする。
- 209 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにおいて、(1)、(2)及び(3)の欄中「20」とあるのは、「15」とする。
- 213 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにおいて、(1)の欄中「50」及び(2)の欄中「40」とあるのは、「30」とする。
- 214 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにおいて、(1)の欄中「50」及び(2)の欄中「40」とあるのは、「30」とする。
- 221 ①平成18年1月31日以前に設置されたものであって、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの（同表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものを除く。）にあっては、(1)の欄中「30」とあるのは、「40」とする。
- ②平成18年2月1日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、(1)、(2)及び(3)の欄中「30」とあるのは、「20」とする。
- 222 平成18年2月1日以後に設置されるものにおいて、(1)及び(2)の欄中「50」とあるのは、「30」とする。

第9次のC等の値

- 6 平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあっては、(3)の欄中「20」とあるのは「30」とする。
- 71 接着機洗浄水を循環するものにおいて、(1)、(2)及び(3)の欄中「30」とあるのは、「10」とする。
- 108 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、(1)、(2)及び(3)の欄中「20」とあるのは、「40」とする。
- 209 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにおいて、(1)、(2)及び(3)の欄中「20」とあるのは、「15」とする。
- 213 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにおいて、(1)の欄中「50」及び(2)の欄中「40」とあるのは、「30」とする。
- 214 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにおいて、(1)の欄中「50」及び(2)の欄中「40」とあるのは、「30」とする。
- 221 ①平成18年1月31日以前に設置されたものであって、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの（同表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものを除く。）にあっては、(1)の欄中「30」とあるのは、「40」とする。
- ②平成18年2月1日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにおいて、(1)、(2)及び(3)の欄中「30」とあるのは、「20」とする。
- 222 平成18年2月1日以後に設置されるものにおいて、(1)及び(2)の欄中「50」とあるのは、「30」とする。

2 窒素含有量（T-N）

（1）総量規制基準の求め方

- ① 原則として、平成 14 年 9 月 30 日（法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、平成 24 年 5 月 24 日と読み替える。）において既に設置されている指定地域内事業場（②に該当するものを除く。）

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

- ② 原則として、平成 14 年 10 月 1 日（法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、平成 24 年 5 月 25 日と読み替える。）以後に届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（同日前に届出がされたものを除く。）

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

①及び②の算式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 Q_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量（許容汚濁負荷量）（単位 kg/日）

C_n : 別表第 2 (1)の欄に掲げる窒素含有量（単位 mg/L）

Q_n : 特定排出水の量（単位 m³/日）

C_{ni} : 別表第 2 (2)の欄に掲げる窒素含有量（単位 mg/L）

C_{no} : C_n と同じ値（単位 mg/L）

Q_{ni} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 m³/日）

Q_{no} : 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 m³/日）

（2）総量規制基準の適用関係 4 ページ（2）総量規制基準の適用関係を参照

表 2-2 総量規制基準の適用関係（窒素含有量）

特定施設の 届出日	時 期	
	R4.12.1	R6.4.1
H14.9.30 以前 からあるもの	第8次基準適用期間 ($C_n \times Q_n$ 又は $C_{no} \times Q_{no}$)	第9次基準適用 ($C_n \times Q_n$ 又は $C_{no} \times Q_{no}$)
H14.10.1～ R4.11.30 にお ける新・増設分	◎ 第8次基準適用期間 ($C_{ni} \times Q_{ni}$)	第9次基準適用 ($C_{ni} \times Q_{ni}$)
R4.12.1 以降 の新・増設分		◎ 第9次基準適用 ($C_{ni} \times Q_{ni}$)

備考 ◎は事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。

別表第2

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni	
2	畜産農業	60	60	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	60	
4	非金属鉱業	15	10	15	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10	25	10	
6	乳製品製造業	15	10	15	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	20	10	
9	寒天製造業	20	10	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	25	10	25	10	
12	冷凍水産物製造業	25	10	25	10	
13	冷凍水産食品製造業	30	10	30	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	25	10	25	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	20	10	
16	野菜漬物製造業	15	10	15	10	
17	味そ製造業	20	10	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10	25	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	20	10	
20	ソース製造業	20	10	20	10	
21	食酢製造業	20	10	20	10	
22	砂糖精製業	15	10	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10	15	10	
24	小麦粉製造業	20	10	20	10	
25	パン製造業	15	10	15	10	
26	生菓子製造業	15	10	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	15	10	15	10	
28	米菓製造業	15	10	15	10	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
30	植物油脂製造業	15	10	15	10	
31	動物油脂製造業	20	10	20	10	
32	食用油脂加工業	15	10	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	15	10	15	10	
35	めん類製造業	15	10	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	20	10	20	10	
38	あん類製造業	15	10	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	20	10	20	10	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	20	10	
41	清涼飲料製造業	15	10	15	10	
42	果実酒製造業	15	10	15	10	
43	ビール製造業	15	10	15	10	
44	清酒製造業	15	10	15	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni	
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）	20	10	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	20	10	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	20	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	15	10	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	15	10	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	15	10	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	15	10	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	15	10	15	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	15	10	15	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	15	10	15	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	15	10	15	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	15	10	15	10	
89	機械すき和紙製造業	15	10	15	10	
90	手すき和紙製造業	15	10	15	10	
91	塗工紙製造業	15	10	15	10	
92	段ボール製造業	15	10	15	10	
93	重包装紙袋製造業	15	10	15	10	
94	セロファン製造業	20	10	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	20	10	20	10	
101	製版業	20	10	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	15	10	
103	複合肥料製造業	15	10	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	15	10	
106	電炉工業	15	10	15	10	
107	無機顔料製造業	25	20	25	20	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	20	10	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	15	10	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	15	10	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	15	10	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	15	10	
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	15	10	
116	メタン誘導品製造業	15	10	15	10	
117	発酵工業	15	10	15	10	
118	コールタール製品製造業	330	170	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	15	10	
120	プラスチック製造業	20	10	20	10	
121	合成ゴム製造業	15	10	15	10	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	15	10	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
129	塗料製造業	15	10	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	15	10	
132	医薬品製剤製造業	15	10	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	15	10	
137	農薬製造業	15	10	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	15	10	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
147	石油精製業	20	10	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	20	10	
149	コークス製造業	500	320	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	10	15	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	20	10	
155	毛皮製造業	15	10	15	10	
156	板ガラス製造業	15	10	15	10	
157	板ガラス加工業	15	10	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	15	10	15	10	
159	ガラス容器製造業	15	10	15	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	10	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	15	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	15	10	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
165	生コンクリート製造業	15	10	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	15	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
168	黒鉛電極製造業	15	10	15	10	
169	砕石製造業	15	10	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	15	10	15	10	
172	うわ薬製造業	15	10	15	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	15	10	
175	フェロアロイ製造業	15	10	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	15	10	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	15	10	
182	鋼管製造業	15	10	15	10	
183	伸鉄業	15	10	15	10	
184	磨棒鋼製造業	15	10	15	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	15	10	

整理 番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni	
186	伸線業	15	10	15	10	
187	ブリキ製造業	15	10	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
192	鍛鋼製造業	15	10	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	15	10	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10	
200	非鉄金属製造業	15	10	15	10	
201	電気めっき業	20	10	20	10	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	20	10	
203	一般機械器具製造業	20	10	20	10	
204	電子回路製造業	20	10	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	20	10	
206	輸送用機械器具製造業	20	10	20	10	
207	精密機械器具製造業	15	10	15	10	
208	ガス製造工場	15	10	15	10	
209	下水道業	25	20	25	20	※1
210	空瓶卸売業	20	10	20	10	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	25	10	25	10	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	10	25	10	
213	飲食店	25	10	25	10	
214	宿泊業	25	15	25	15	
215	リネンサプライ業	20	10	20	10	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	10	25	10	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15	25	15	
219	自動車整備業	25	10	25	10	
220	病院	25	15	25	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	25	10	25	10	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	35	10	35	10	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/L)				備考	
		第8次のC等の値		第9次のC等の値			
		(1) Cn、Cno	(2) Cni	(1) Cn、Cno	(2) Cni		
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	35	10	35	10		
224	ごみ処理業	25	15	25	15		
225	廃油処理業	25	10	25	10		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	25	10	25	10		
227	死亡獣畜取扱業	25	15	25	15		
228	と畜場	25	15	25	15		
229	中央卸売市場	25	15	25	15		
230	地方卸売市場	25	15	25	15		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	30	10	30	10		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗浄施設	15	10	15	10	
		浄水施設	15	10	15	10	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（整理番号221の項及び同222の項に係るものを除く。）	35	10	35	10	
		その他のもの	35	10	35	10	

注1 表中の網掛けの区分は、第9次総量規制基準で数値が強化された区分（窒素含有量においては該当はない。）

注2 表中の備考欄の※1は、次ページを参照のこと。

※1 別表第2備考の業種区分別の注意事項

第8次のC等の値

- 209 ①標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、(1)の欄中「25」及び(2)の欄中「20」とあるのは、「15」とする。
- ②高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、(1)の欄中「25」及び(2)の欄中「20」とあるのは、「30」とする。

第9次のC等の値

- 209 ①標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、(1)の欄中「25」及び(2)の欄中「20」とあるのは、「15」とする。
- ②高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、(1)の欄中「25」及び(2)の欄中「20」とあるのは、「30」とする。

3 リン含有量（T-P）

(1) 総量規制基準の求め方

- ① 原則として、平成 14 年 9 月 30 日（法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、平成 24 年 5 月 24 日と読み替える。）において既に設置されている指定地域内事業場（②に該当するものを除く。）

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

- ② 原則として、平成 14 年 10 月 1 日（法施行令の一部を改正する政令等により、新たに指定地域内事業場となったものは、平成 24 年 5 月 25 日と読み替える。）以後に届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定地域内事業場（同日前に届出がされたものを除く。）

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

①及び②の算式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 Q_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量（許容汚濁負荷量）（単位 kg/日）

C_p : 別表第 3 (1)の欄に掲げるりん含有量（単位 mg/L）

Q_p : 特定排出水の量（単位 m³/日）

C_{pi} : 別表第 3 (2)の欄に掲げるりん含有量（単位 mg/L）

C_{po} : C_p と同じ値（単位 mg/L）

Q_{pi} : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 m³/日）

Q_{po} : 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 m³/日）

(2) 総量規制基準の適用関係 4 ページ (2) 総量規制基準の適用関係を参照

表 2-3 総量規制基準の適用関係（りん含有量）

特定施設の 届出日	時 期	
	R4.12.1	R6.4.1
H14.9.30 以前 からあるもの	第8次基準適用期間 ($C_p \times Q_p$ 又は $C_{po} \times Q_{po}$)	第9次基準適用 ($C_p \times Q_p$ 又は $C_{po} \times Q_{po}$)
H14.10.1～ R4.11.30 にお ける新・増設分	◎ 第8次基準適用期間 ($C_{pi} \times Q_{pi}$)	第9次基準適用 ($C_{pi} \times Q_{pi}$)
R4.12.1 以降 の新・増設分		◎ 第9次基準適用 ($C_{pi} \times Q_{pi}$)

備考 ◎は事業場が特定施設を新・増設した時点を表す。

別表第3

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	
2	畜産農業	8	8	8	8	
3	天然ガス鉱業	1.5	1	1.5	1	
4	非金属鉱業	1.5	1	1.5	1	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	5.5	1	5.5	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1	3	1	
9	寒天製造業	3	1.5	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1	3	1	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	3	1.5	3	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1	3	1	
16	野菜漬物製造業	2.5	1	2.5	1	
17	味そ製造業	4	1.5	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	4	1.5	4	1.5	
19	うま味調味料製造業	2	1	2	1	
20	ソース製造業	3	1	3	1	
21	食酢製造業	3	1.5	3	1.5	
22	砂糖精製業	2	1	2	1	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	3	1.5	
25	パン製造業	2	1	2	1	
26	生菓子製造業	3	1	3	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1	3	1	
28	米菓製造業	3	1.5	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	3	1.5	
30	植物油脂製造業	2.5	1	2.5	1	
31	動物油脂製造業	2	1	2	1	
32	食用油脂加工業	2.5	1	2.5	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1	2	1	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1	3	1	
37	豆腐・油揚製造業	4	1	4	1	
38	あん類製造業	3.5	1	3.5	1	
39	冷凍調理食品製造業	4	1	4	1	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	2.5	1	2.5	1	
41	清涼飲料製造業	2.5	1	2.5	1	
42	果実酒製造業	2.5	1	2.5	1	
43	ビール製造業	3	1.5	3	1.5	
44	清酒製造業	2.5	1	2.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	
45	蒸留酒・混成酒製造業	2.5	1	2.5	1	
46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1	2.5	1	
47	配合飼料製造業	2	1	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	2	1	
51	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）	2	1	2	1	
55	繊維工業（整理番号51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	2	1	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	2	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	2	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	2	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	2	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	2	1	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	2	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	1.5	1	1.5	1	
75	木材薬品処理業	2	1	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	1.5	1	1.5	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	1.5	1	1.5	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	1.5	1	1.5	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
89	機械すき和紙製造業	1.5	1	1.5	1	
90	手すき和紙製造業	1.5	1	1.5	1	
91	塗工紙製造業	1.5	1	1.5	1	
92	段ボール製造業	1.5	1	1.5	1	
93	重包装紙袋製造業	1.5	1	1.5	1	
94	セロファン製造業	1.5	1	1.5	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1.5	1	1.5	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	2	1	
101	製版業	2	1	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
105	ソーダ工業	1.5	1	1.5	1	
106	電炉工業	2	1	2	1	
107	無機顔料製造業	1.5	1	1.5	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	1.5	1	1.5	1	
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
115	脂肪族系中間物製造業	1.5	1	1.5	1	
116	メタン誘導品製造業	2	1	2	1	
117	発酵工業	1.5	1	1.5	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1.5	1	1.5	1	
120	プラスチック製造業	1.5	1	1.5	1	
121	合成ゴム製造業	1.5	1	1.5	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	2	1	
125	合成繊維製造業	1.5	1	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
129	塗料製造業	1.5	1	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	1.5	1	1.5	1	
132	医薬品製剤製造業	1.5	1	1.5	1	
133	生物学的製剤製造業	1.5	1	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	2	1	
136	火薬類製造業	1.5	1	1.5	1	
137	農薬製造業	2	1	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1	2	1	
143	写真感光材料製造業	1.5	1	1.5	1	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1	1.5	1	
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
147	石油精製業	1.5	1	1.5	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
149	コークス製造業	1.5	1	1.5	1	
150	石油コークス製造業	2	1	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.5	1	1.5	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	2	1	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	2	1	
156	板ガラス製造業	1.5	1	1.5	1	
157	板ガラス加工業	1.5	1	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	1.5	1	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	1.5	1	1.5	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1	1.5	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	1.5	1	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	1.5	1	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	1.5	1	1.5	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1.5	1	1.5	1	
169	砕石製造業	1.5	1	1.5	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	1.5	1	1.5	1	
172	うわ薬製造業	1.5	1	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	1.5	1	1.5	1	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1	1.5	1	
182	鋼管製造業	1.5	1	1.5	1	
183	伸鉄業	1.5	1	1.5	1	
184	磨棒鋼製造業	1.5	1	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	1.5	1	1.5	1	

整理 番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考
		第8次のC等の値		第9次のC等の値		
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	
186	伸線業	1.5	1	1.5	1	
187	ブリキ製造業	2	1	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	1.5	1	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	1.5	1	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	1.5	1	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1	1.5	1	
193	鍛工品製造業	2	1	2	1	
194	鋳鋼製造業	1.5	1	1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	1.5	1	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1	1.5	1	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	1.5	1	1.5	1	
201	電気めっき業	2	1	2	1	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	2	1	
203	一般機械器具製造業	1.5	1	1.5	1	
204	電子回路製造業	1.5	1	1.5	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電子機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	1.5	1	1.5	1	
206	輸送用機械器具製造業	1.5	1	1.5	1	
207	精密機械器具製造業	1.5	1	1.5	1	
208	ガス製造工場	2	1	2	1	
209	下水道業	2.5	2.3	2.5	2.3	※1
210	空瓶卸売業	4	2	4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。）	4	1.5	4	1.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	1.5	4	1.5	
213	飲食店	4	2	4	2	
214	宿泊業	4	2	4	2	
215	リネンサプライ業	4	1	4	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	4	1	4	1	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	4	2	4	2	
219	自動車整備業	4	2	4	2	
220	病院	4	2	4	2	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。）	6	1	6	1	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。）	6	1	6	1	

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位 mg/L)				備考	
		第8次のC等の値		第9次のC等の値			
		(1) Cp、Cpo	(2) Cpi	(1) Cp、Cpo	(2) Cpi		
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	5	1	5	1		
224	ごみ処理業	1.5	1	1.5	1		
225	廃油処理業	1.5	1	1.5	1		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	1.5	1		
227	死亡獣畜取扱業	4	2	4	2		
228	と畜場	4	2	4	2		
229	中央卸売市場	4	2	4	2		
230	地方卸売市場	4	1.5	4	1.5		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	1	4	1		
232	整理番号 2の項か ら前項ま でに分類 されない もの	自動式車両洗浄施設	1.5	1	1.5	1	
	浄水施設	1.5	1	1.5	1		
	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（整理番号221の項及び同222の項に係るものを除く。）	6	1	6	1		
	その他のもの	6	1	6	1		

注1 表中の網掛けの区分は、第9次総量規制基準で数値が強化された区分（りん含有量においては該当はない。）

注2 表中の備考欄の※1は、次ページを参照のこと。

※1 別表第3備考の業種区分別の注意事項

第8次のC等の値

- 209 ①標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、(1)の欄中「2.5」及び(2)の欄中「2.3」とあるのは、「1.3」とする。
- ②高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、(1)の欄中「2.5」及び(2)の欄中「2.3」とあるのは、「3.0」とする。

第9次のC等の値

- 209 ①標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、(1)の欄中「2.5」及び(2)の欄中「2.3」とあるのは、「1.3」とする。
- ②高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、(1)の欄中「2.5」及び(2)の欄中「2.3」とあるのは、「3.0」とする。

第3 汚濁負荷量の測定

1 測定方法

指定地域内事業場のうち特定排水を排出する事業場には、汚濁負荷量の測定が義務付けられています。排水量によって異なる測定手法（水質の計測方法及び水量の計測方法）が定められていますので、事前に担当と十分打合せの上、測定手法を決定してください（表 3-1 及び表 3-2 参照）。

表 3-1 特定排水に係る汚濁負荷量の測定方法の概要

事業場の排水量 (m ³ /日)	頻度	化学的酸素要求量		窒素含有量		りん含有量	
		水質の計測方法	水量の計測方法	水質の計測方法	水量の計測方法	水質の計測方法	水量の計測方法
400 以上	毎日	告示別記 1 (1) 技術的に適 当でない場 合等 1 (2)	告示別記 2 (1)又は(2)	告示別記 1 (1) 技術的に適 当でない場 合等 1 (2)	告示別記 2 (1)又は(2)	告示別記 1 (1) 技術的に適 当でない場 合等 1 (2)	告示別記 2 (1)又は(2)
200 以上 400 未満	7 日に 1 回以上	告示別記 1 (1)~(4)の いずれかの 方法	告示別記 2 (1)~(3)の いずれかの 方法	告示別記 1 (1)~(4)の いずれかの 方法	告示別記 2 (1)~(3)の いずれかの 方法	告示別記 1 (1)~(4)の いずれかの 方法	告示別記 2 (1)~(3)の いずれかの 方法
100 以上 200 未満	14 日に 1 回以上						
50 以上 100 未満	30 日に 1 回以上						
根拠規定	施行規則 第 9 条の 2	昭和 54 年 5 月 16 日 環境庁告示第 20 号 (平成 13 年 6 月 13 日改正)		平成 13 年 12 月 13 日 環境省告示第 77 号 (平成 16 年 3 月 18 日改正)		平成 13 年 12 月 13 日 環境省告示第 78 号 (平成 16 年 3 月 18 日改正)	

表 3-2 汚濁負荷量の測定方法

化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法 (手分析) (3)指定計測法 (手分析) ((2)の 方法を除く。) (4)簡易な計測法 備考 ・ (3)又は(4)の計測法による場合 は、1 日 3 回以上試料を採取す ること。 ・ (1)又は(4)の計測法による場合 は、必要に応じ換算式の検証を 行うこと。	告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法 (手分析) (3)指定計測法 (手分析) ((2)の 方法を除く。) (4)簡易な計測法 備考 ・ (3)又は(4)の計測法による場合 は、1 日 3 回以上試料を採取す ること。	告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法 (手分析) (3)指定計測法 (手分析) ((2)の 方法を除く。) (4)簡易な計測法 備考 ・ (3)又は(4)の計測法による場合 は、1 日 3 回以上試料を採取す ること。
告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8 (流量計、流 速計を除く。)に定める方法そ 他の方法	告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8 (流量計、流 速計を除く。)に定める方法そ 他の方法	告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8 (流量計、流 速計を除く。)に定める方法そ 他の方法

2 汚濁負荷量測定における留意点

(1) 全般的事項

- ① 測定頻度は、排水量に応じて、法施行規則第9条の2に定められています。測定頻度の遵守をお願いします（前頁の表3-1参照）。
- ② 採水後の分析は速やかに行ってください。すぐに分析を行えない場合は冷暗所に試料を保存してください。
- ③ 外部に分析を委託する場合は、計量証明事業所等、計測に関し所要の技術を有する第三者機関において行い、計量証明書付の報告書を3年間保存してください。
- ④ 直営で分析している場合は、標準作業手順書や精度管理事項を定めてください。測定値について、複数の技術的及び人的なチェックを行った後に内部決裁を取ってください。分析野帳は3年間保管してください。
- ⑤ 汚濁負荷量の測定結果について、データ検証を適切に行い、工程管理等に反映してください。

(2) 自動計測器・半自動計測器における留意点

次の事項に留意し、汚濁負荷量の測定精度を確保してください。

- ① 日常保守点検及び精密保守点検表を作成し、保守点検を実施してください。点検後は、校正（ゼロ、スパン）を適正に行ってください。点検を外部に委託する場合は、その結果について定期的にチェックを行ってください。点検表及び修繕の記録は3年間保存してください。
- ② 自動計測器は月に1回程度、同時採水した指定計測法（手分析）による測定値と比較検証し、両平均値の誤差率が±15%以内に収まらない場合は、必要な調整・点検を行ってください。

なお、外部に分析を委託した場合は、計量証明書を3年間保存してください。

$$\text{誤差率(\%)} = \frac{\text{自動計測器の計測値の平均値} - \text{指定計測法の測定値の平均値}}{\text{指定計測法の測定値の平均値}} \times 100$$

- ③ UV計等により換算式でCODを測定する場合、換算式を定期的にチェックしてください。自動計測値と指定計測法（手分析値）との回帰式から±30%以内に自動計測値の95%以上が存在することを確認し、それ以下である場合は、機器の調整・点検とともに換算式の見直しを検討してください。

また、変更の理由や経緯の記録を必ず保管してください。

- ④ T-N、T-P計の最大目盛値（測定レンジ）を適切に設定してください。最大目盛値が年間を通じた最大濃度を含み、かつ常用濃度において測定精度が満足されるよう設定します。

また、年間最大濃度が常用濃度の5倍を超える場合は、排出水の濃度の平準化を検討してください。

- ⑤ 製造（処理）工程や原料の変更等により排出水の水質が変化する場合は、自動計測器と指定計測法との比較を必ず行い、①及び②の検証を行ってください。

なお、現在の届出と水量及び水質が大きく乖離している場合や製造工程や原材料を変更した場合は、法第7条（特定施設の構造等変更届出書）の届出が必要です。

- ⑥ 自動計測器における欠測値及び異常値の取扱いを定めておいてください。取扱いの例は次のとおりです。

ア 欠測の場合

- あらかじめ欠測が予測される場合

自動計測器の保守点検や更新等であらかじめ欠測が予想される場合、汚染状態については指定計測法により、排水量については JIS 等で定める計測方法により計測してください。また、記録表の備考欄にその旨を記載してください（例：保守点検のため手分析）。

- 欠測が後から判明した場合（事故等）

自動計測器を直ちに復帰させるとともに、記録表の備考欄にその旨を記載してください（例：停電のため欠測）。復帰に時間がかかり、引き続き欠測が続くことが予想される場合は、1日3回以上の採水・手分析による計測を実施してください。

イ 異常値を示した場合

自動計測器の数値に異常が現れた場合、その原因を究明してください。異常値の原因が自動計測器によることが明らかである場合は、欠測として取扱ってください。その他の場合は正常値とみなします。

スケールアウトした場合、自動計測器に設定されているスケールの最大値をもって計測値とし、備考欄に記載してください（例：スケールアウトのため上限値使用）。またこの場合、スケールの上限設定を見直してください。

（3）指定計測法における留意点

- ① 測定は、工場・事業場での通常の稼動状況において、1日3回以上採水して行ってください。各回の測定値の平均値を当日の水質とします。時間によって排水量が大きく異なる場合は加重平均値を当日の水質とします。
- ② 採水後の分析は速やかに行い、汚濁負荷量の測定結果は複数人でチェックした後、内部決裁を取ってください。

第4 水質汚濁防止法に基づく総量規制関係の届出

1 届出の義務

法においては、特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）から公共用水域に排水を排出する者等に届出が義務付けられており、都道府県知事（政令市（八王子市、町田市）では当該市の市長）に必要な事項を届け出なければなりません。

このとき、指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、別紙5（排出水の排水系統別の汚染状態及び量）も届出に添付してください（法第5条）。

総量規制基準が適用されている指定地域内事業場の設置者はあらかじめ汚濁負荷量の測定手法の届出が必要です。測定手法を変更しようとするときも同様です（法第14条第3項）。

また、新たに指定地域に指定された場合、当該地域に特定施設を設置し、排水水を排出する者は、政令施行の日から60日以内に届出が必要です（法第6条第3項）。

特定施設設置届出書、変更届出書等の記入例は、「届出のしおり」の記入例を参考にしてください。

2 届出の種類

法に基づく、総量規制に係る届出の種類は次表のとおりです。特定施設の設置の届出、特定施設の使用の届出又は特定施設の構造等の変更の届出を行う際は、届出に必ず別紙5の添付が必要です。

表 4-1 総量規制に係る届出の種類と概要

届出の種類	届出が必要な場合	届出時期	必要書類	記入例等
特定施設 設置届出 (法第5条)	特定施設を設置しようとするとき (別紙5の添付)。	工事着手予定日 の60日前まで	様式第1 ・別紙1 ～別紙6	届出のしおり 14～25ページ を参照
特定施設 使用届出 (法第6条)	政令の改正により新たに指定された 特定施設を既に設置しているとき (別紙5の添付)。	特定施設となっ た日から30日 以内	様式第1 ・別紙1 ～別紙6	省略
特定施設 変更届出 (法第7条)	特定施設の構造、使用の方法、汚水 等の処理の方法、排出水の汚染状態 及び量、排出水に係る用水及び排水 の系統、特定地下浸透水の浸透の方 法を変更するとき（別紙5の添付）。	工事着手予定日 の60日前まで	様式第1 ・別紙1 ～別紙6	届出のしおり 46～54ページ を参照
汚濁負荷量 測定手法届出 (法第14条 第3項)	総量規制基準が適用されている特定 事業場 測定手法を変更するときも必要	あらかじめ	様式第10 ・別紙	本編 41～47ページ
排出水の排水 系統別の汚染 状態及び量の 届出（法第6 条第3項）	指定地域を定める政令の施行の際に すでに特定施設を設置しているとき。	指定地域となっ た日から60日 以内	様式第2の2 ・別紙	省略

3 届出先

事業場の所在地が 23 区内の場合

東京都 環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 TEL : 03-5388-3494 (直通)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 19 階中央

事業場の所在地が八王子市、町田市を除く多摩地域の場合

東京都 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 TEL : 042-525-4771 (直通)

〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 3 階

事業場の所在地が八王子市の場合

八王子市 環境部 環境保全課 環境改善担当 TEL : 042-620-7255

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

事業場の所在地が町田市の場合

町田市 環境資源部 環境共生課 公害指導係 TEL : 042-724-2711

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

4 その他

(1) 提出部数

届出は、各様式 2 部提出してください。

なお、審査終了後に 1 部を副本として返却いたします。

(2) 参考

表 4-1 に掲げた他に、法に基づく届出には次表のものがあります。

表 4-2 総量規制に係る届出以外の届出の種類と概要

届出の種類	届出が必要な場合	届出時期	必要書類	記入例等
氏名等 変更届出 (法第 10 条)	・届出者の氏名若しくは名称又は住所（法人にあっては代表者の氏名を含む。） ・工場又は事業場の名称若しくは所在地 に変更があったとき。	変更のあった日から 30 日以内	様式第 5	届出のしおり 56 ページを 参照
特定施設 使用廃止届出 (法第 10 条)	特定施設の使用を廃止したとき。	廃止した日から 30 日以内	様式第 6	届出のしおり 57 ページを 参照
承継届出 (法第 11 条)	特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき。 相続又は合併があったとき。	承継があった日 から 30 日以内	様式第 7	届出のしおり 58 ページを 参照

届出様式、記入例等は、東京都環境局のホームページで閲覧及びダウンロードすることができます。

東京都環境局HP

東京都 水環境 記入例

検索

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/application/bunya/water/pollution_prevention.html

5 水質汚濁防止法に基づく届出書の記入要領

(1) 特定施設設置届出・特定施設使用届出・特定施設の構造等変更届出（様式第1 別紙5関係）

日平均排水量が 50m³/日以上 の事業場は記入例（37～39 ページ）にしたがって記入し、様式第1 に添付してください。これから工事に着手する施設、又は排水の量、汚染状態に係る変更をする場合で、排水の量、汚染状態の測定結果がない場合は、設計値等を記入してください。

なお、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、別紙5をそれぞれ作成してください。

特定排水（事業活動その他の人の活動に使用された水であって、汚濁負荷量が増加しない用途の水（冷却用、減圧用等）以外のものをいう。）と特定排水以外の排水（冷却用、減圧用等に使用する水や雨水）に分けて記入してください。

① 業種その他の区分

別表第1、第2及び第3の2～232の整理番号を記入してください（表4-3参照）。

表4-3 規制項目と掲載ページ（業種その他の区分）

項 目	掲載ページ
化学的酸素要求量（別表第1）	5～12 ページ
窒素含有量（別表第2）	14～21 ページ
りん含有量（別表第3）	23～30 ページ

② 汚染状態

化学的酸素要求量等、各項目の濃度（汚染状態の測定結果がない場合は、設計値など）

③ 水量及び汚濁負荷量

通常排水量（日平均値、m³/日）及び最大排水量（m³/日）を記入してください。最大排水量は、総量規制基準の適用時期ごとに水量を分け、合計値が最大排水量と同値になるように記載してください（適用時期は表4-4を参照）。業種区分ごとに負荷量を計算してください。汚濁負荷量の単位は、kg/日です。

$$\text{汚濁負荷量(通常)}(\text{kg/日}) = \text{汚染状態(通常)}(\text{mg/L}) \times \text{水量(通常)}(\text{m}^3/\text{日}) \times 10^{-3}$$

$$\text{汚濁負荷量(最大)}(\text{kg/日}) = \text{汚染状態(最大)}(\text{mg/L}) \times \text{水量(最大)}(\text{m}^3/\text{日}) \times 10^{-3}$$

なお、汚濁負荷量（最大）の合計値は、許容汚濁負荷量以下である必要があります。許容汚濁負荷量の計算方法は、表4-4に示したページに掲載されています。

表4-4 規制項目と掲載ページ（許容汚濁負荷量の計算方法）

項 目	掲載ページ
化学的酸素要求量	3、4 ページ
窒素含有量	13 ページ
りん含有量	22 ページ

④ 合計

水量及び汚濁負荷量について、「特定排水」「特定排水以外の排水」それぞれの合計を記入します。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							化学的酸素要求量		※
業種 その他の区分	汚染状態 (mg/L)	水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)			通常	最大		
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci			Qcj	
特定 排 出 水	97	10	20	570	1,000	500	300	200	5.7	20.0	
	232	20	35	30	50	50	0	0	0.6	1.8	
	合 計			600	1,050	550	300	200	6.3	21.8	
特定排水以外の排水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	雨水	0	—	0	50	—	—				
	間接冷却水	—	—	50	100	—	—				
合 計			50	150							
その他参考となるべき事項	<p>間接冷却水の水源は工業用水道</p> <p>総量規制基準に係る業種区分番号を記入</p> <p>その他の記入例 上水道、地下水等</p> <p>合計値を記入</p> <p>小数点以下第2位を四捨五入した値</p>										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							窒素含有量		※
業種 その他の区分	汚染状態 (mg/L)	水 量 (m ³ /日)							汚濁負荷量 (kg/日)		
		通常	最大	通常	最大	Qno	Qni	通常	最大		
特定排水水	97	10	15	570	1,000	800	200	/	5.7	15.0	
	232	20	35	30	50	50	0		0.6	1.8	
	合計			600	1,050	850	200			6.3	16.8
特定排水水以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">合計値を記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">小数点以下第2位を四捨五入した値</div>			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	雨水	0	—	0	50	—	—				
	間接冷却水	—	—	50	100	—	—				
合計			50	150							
その他の参考となるべき事項	<p>間接冷却水の水源は工業用水道</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">総量規制基準に係る業種区分番号を記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px; margin-left: 200px;">その他の記入例 上水道、地下水等</div>										

- 備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 3 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別							りん含有量		※
業種 その他の区分	汚染状態 (mg/L)	水 量 (m ³ /日)							汚濁負荷量 (kg/日)		
		通常	最大	通常	最大	Qpo	Qpi	通常	最大		
特定排水水	97	0.5	1.5	570	1,000	800	200	/	0.29	1.50	
	232	2	6	30	50	50	0		0.06	0.30	
	合計			600	1,050	850	200			0.35	1.80
特定排水水以外の排水水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">合計値を記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">小数点以下第3位を四捨五入した値</div>			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	雨水	0	—	0	50	—	—				
	間接冷却水	—	—	50	100	—	—				
合計			50	150							
その他の参考となるべき事項	<p>間接冷却水の水源は工業用水道</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">総量規制基準に係る業種区分番号を記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px; margin-left: 200px;">その他の記入例 上水道、地下水等</div>										

- 備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 3 ※印の欄には記載しないこと。

(2) 汚濁負荷量測定手法届出書(様式第 10 関係)

通常排水量が 50m³/日以上³の事業場(非特定排水のみ排水の事業場は除く。)は、総量規制の対象であり、汚濁負荷量測定手法の届出が必要です。記入例(41~47 ページ)にしたがって記入してください。

なお、排水量によって異なる測定手法(水質の計測方法及び水量の計測方法)と測定頻度が定められていますので(31 ページ参照)、事前の十分な協議の上、測定手法を決定してください。

様式第 10 (第 9 条の 2 関係)

汚濁負荷量測定手法届出書

● 年 ● 月 ● 日

東京都知事 殿

本社・本店名
及び代表者



東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇工業株式会社
代表取締役 首都花子

届出者

郵便番号(▲▲▲-▲▲▲▲) 電話番号(▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲)

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第 14 条第 3 項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇区 〇〇町〇丁目〇〇-〇	※受理年月日	
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

設置届出書等の別紙5と同じ値を記入

1 事業場概要

事業場全体の 排出水の量	通常	650 m ³ /日	最大	1,200 m ³ /日
特定排水	通常	600 m ³ /日	最大	1,050 m ³ /日
非特定排水	通常	50 m ³ /日	最大	150 m ³ /日
排水系統及び測定場所 に関する概要図	別図 1			
事業場平面図	別図 2 (用水、排水系統、特定排水の採取場所、(自動計測の場合は、計測器設置場所及び水量計測場所)を書き込むこと。)			

2 汚濁負荷量測定方法概要

採用する測定方法に○印を付けること。(複数選択可)

採用している方法に
○印を記入

(1) 化学的酸素要求量

採用	方 法
<input checked="" type="radio"/>	水質自動計測器 (記録式)
<input type="radio"/>	コンポジットサンプラー+指定計測法 (JIS 法)
<input checked="" type="radio"/>	指定計測法 (JIS 法)
<input type="radio"/>	簡易な計測法

(2) 排水量

採用	方 法
<input checked="" type="radio"/>	流量計又は流速計 (記録式)
<input type="radio"/>	積算体積法 (記録式)
<input checked="" type="radio"/>	JIS 法その他同程度の方法
<input type="radio"/>	用水量の計測による方法

(3) 窒素含有量

採用	方 法
<input checked="" type="radio"/>	水質自動計測器 (記録式)
<input type="radio"/>	コンポジットサンプラー+指定計測法 (JIS 法)
<input checked="" type="radio"/>	指定計測法 (JIS 法)
<input type="radio"/>	簡易な計測法

(4) りん含有量

採用	方 法
<input checked="" type="radio"/>	水質自動計測器 (記録式)
<input type="radio"/>	コンポジットサンプラー+指定計測法 (JIS 法)
<input checked="" type="radio"/>	指定計測法 (JIS 法)
<input type="radio"/>	簡易な計測法

その他参考となるべき事項

担当部課 及び 担当者	<p>〇〇工業株式会社〇〇工場 製造部環境管理室</p> <p>東京 太郎</p> <p>電話(〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線△△△)</p> <p>E-mail(■■■■@■■■■.■■■■.■■■■)</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(都記入欄)							
汚濁負荷量算定の差し引き方式採用の有無 (有・無)	COD				T-N	T-P	
計測方法についての特例対象の有無 (有・無)	計	COD	TOC	TOD	UV		
自動計測器台数 (右表)							

COD の計測において、1(1)自動計測器、もしくは1(4)簡易な計測法のうち簡易 COD 計を用いる時は、換算式を記入

3 特定排水等の水質計測方法

計測場所 番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (採水時刻)	計測開始日	備 考 (換算式、分析機関等)
C ₁	COD計 (××計器 TT-99)	連続	2004/08/01	y=0.6x+3
C ₂	1(3)指定計測法 (JIS K0102 17)	1回/7日 (9,13,16 時)	2004/08/01	自社分析又は、委託分析 (株式会社△△)
N ₁	〇〇方式T-N計 (××製作 NN-99)	連続 (8回/日)	2007/04/01	
N ₂	1(3)指定計測法 (JIS K0102 45.2)	1回/7日 (9,13,16 時)	2007/04/01	委託分析 (株式会社△△)
P ₁	〇〇方式T-P計 (××製 PP-99)	連続 (8回/日)	2006/04/01	
P ₂	1(3)指定計測法 (JIS K0102 46.3.2)	1回/7日 (9,13,16 時)	2006/04/01	委託分析 (株式会社△△)
排水量 400m ³ /日以上で告示別記 1 (1)によらない場合、その根拠を記 入すること。		C ₂ 、N ₂ 、P ₂ :平成 14 年東京都告示第 928 号 1(4)		

別図の1の計測場所番号と
対応するように記入

資料は必ず添付して
ください。

注) 水質自動計測器を用いる場合は、次の資料を添付すること。

- ・選定計測器の仕様 (T-N、T-P 計については性能基準も含む。)
- ・計測器の管理方法の概要
(保守点検、校正、清掃、試薬交換、廃液処理、純水器保守点検等)
- ・その他参考となるべき資料 (機器選定及び換算式の根拠等)

社内か、外部委託かの区分を表
などにする。次ページ(例)参照

仕様は、メーカーが作成した
資料の写しやカタログ等で代
用可能

COD の場合は、換算式などを
作成したデータ

(添付資料例)

全室素・全りん自動測定器の管理方法概要

社内・委託の区分を記入

管理項目		社内・委託の別	内容	頻度	備考
保守 点検	日常	社内	別添資料○	毎日	
	純水器	外部委託 (契約会社：○○管理)	別添資料●	月1回	
	その他	外部委託 (同上)	別添資料●	1回/2週間	
校正	スパン校正	外部委託 (同上)	別添資料●	1回/2週間	
	ゼロ校正				
廃液処分		外部委託 (同上)	○○リットル/回	1回/2週間	

内容は、メンテナンス会社との契約資料「保守点検一覧表」などの写しで代用可能

点検フローや点検表などで代用可能

4 特定排水等の量の計測方法

計測場所 番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (計測時刻)	計測開始日	備 考 (換算式、記録計の有無等)
Q ₁	〇〇式排水流量計 (××製 RR-999)	連続	2004/08/01	
Q ₂	2(3)水槽による測定 (JIS K0094 8.2)	8時～16時 1時間毎	2004/08/01	記録計無
排水量 400m ³ /日以上で告示別記 2 (1)又は(2)によらない場合、その根拠を記入すること。				Q ₂ :平成 14 年東京都告示第 928 号2(2)

別図の1の計測場所番号と
対応するように記入

注) 流量計又は流速計(記録式)又は、積算体積法(記録式)を用いる場合は、次の資料を添付すること。

- ・選定計測器の仕様
- ・その他参考となるべき資料

機器の管理方法や選定
方法など

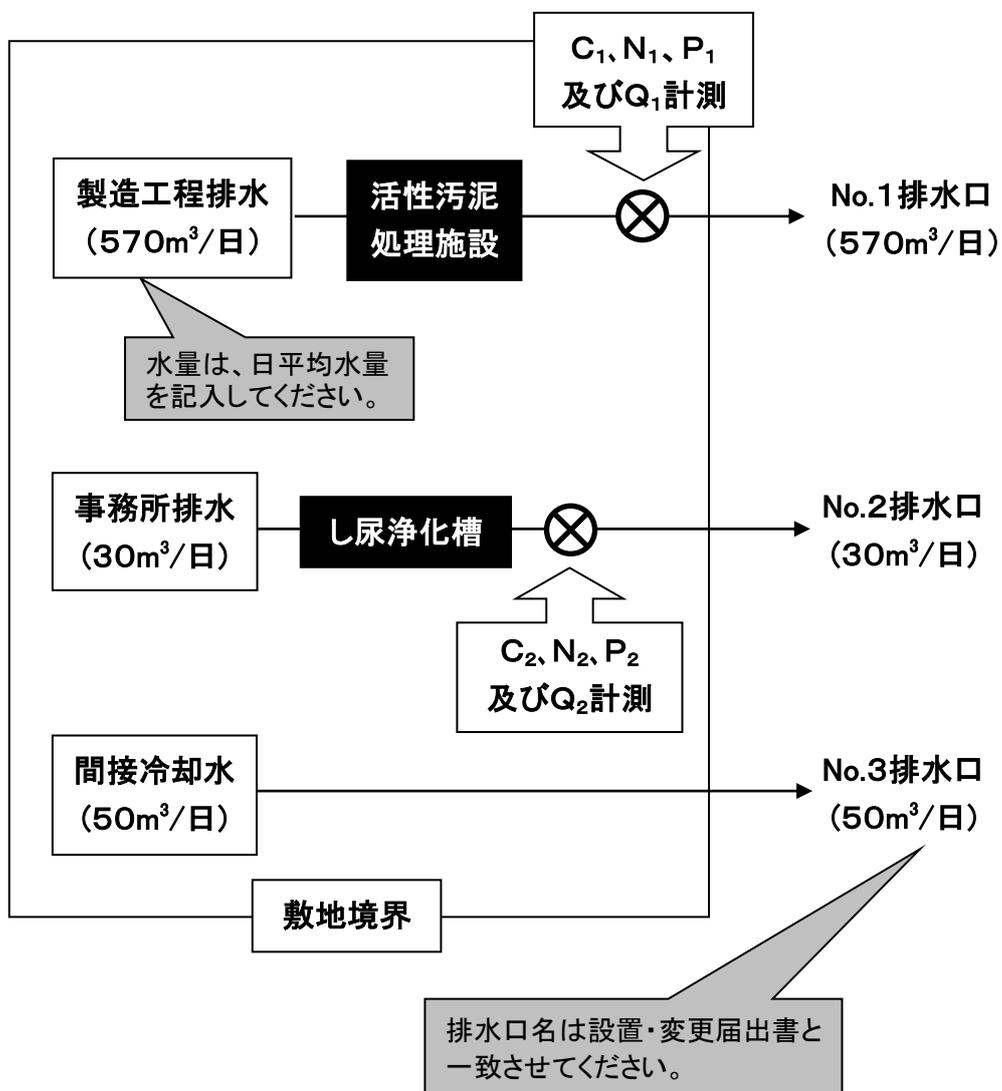
仕様は、メーカーが作成した
資料の写しやカタログ等で代
用可能

資料は必ず添付して
ください。

5 汚濁負荷量の算定方法

項目	汚濁負荷量の算定式 (計測場所番号を用いた式で表す。)	汚濁負荷量の算定方法 (以下のいずれかに○印をつけること。)
化学的酸素要求量	$(C_1 \times Q_1) + (C_2 \times Q_2)$ <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>	1. 時間平均水質×時間積算水量 2. 瞬時計測の水質×時間積算水量 ③. 瞬時計測の水質×瞬時計測の水量 $C_1 \times Q_1$ ④. その他(具体的に記入) $C_2 \times Q_2$ 3回採水の分析平均値×時間平均水量×稼働時間(8時間)
窒素含有量	$(N_1 \times Q_1) + (N_2 \times Q_2)$	1. 瞬時計測の水質×時間積算水量 ②. 瞬時計測の水質×瞬時計測の水量 $N_1 \times Q_1$ ③. その他(具体的に記入) $N_2 \times Q_2$ 3回採水の分析平均値×時間平均水量×稼働時間(8時間)
りん含有量	$(P_1 \times Q_1) + (P_2 \times Q_2)$	1. 瞬時計測の水質×時間積算水量 ②. 瞬時計測の水質×瞬時計測の水量 $P_1 \times Q_1$ ③. その他(具体的に記入) $P_2 \times Q_2$ 3回採水の分析平均値×時間平均水量×稼働時間(8時間)

排水系統及び測定場所に関する概要図



計測場所凡例 (下記の番号を用いて記入してください。)

項目	項目詳細	記入用番号	備考
水質	COD	C ₁ 、C ₂ 、C ₃ ・・・	
	T-N	N ₁ 、N ₂ 、N ₃ ・・・	
	T-P	P ₁ 、P ₂ 、P ₃ ・・・	
水量	排水	Q ₁ 、Q ₂ 、Q ₃ ・・・	
	用水	M ₁ 、M ₂ 、M ₃ ・・・	用水量の計測方法による場合のみ記入

第5 汚濁負荷量の測定結果の記録と報告

1 汚濁負荷量測定結果の記録

測定の結果は、様式第9による汚濁負荷量測定記録表により記録し、その記録を3年間保存しなければなりません（法施行規則第9条の2第1項第3号（排出水の汚濁負荷量の測定等））。記録の方法は、次により行ってください。

- 指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量）ごとに作成してください。
- 測定者、計測場所及び計測時刻の欄は、試料の採取、特定排出水の各項目に関する汚染状態及び特定排出水の量の計測、特定排出水の汚濁負荷量の算出等に関してそれぞれ記載するものとし、連続的に計測する場合の計測時刻は計測の開始及び終了時刻を記載してください。
- 汚染状態（mg/L）は、日平均の濃度を記録してください（日平均の汚染状態（mg/L）は、1日当たりの汚濁負荷量（kg/日）を1日当たりの排水量（m³/日）で除することにより得られます。）。
- 測定場所が2以上ある指定地域内事業場については、当該測定日の最下欄に汚濁負荷量の合計を記載してください。
- 次に掲げる事項について備考の欄に記載し、又は汚濁負荷量測定記録表に添付してください。
 - ① 排水系統の状況によって雨等による降水量を分離して特定排出水の汚濁負荷量を測定することが困難と認められる場合であって、降水によって当該指定地域内事業場の測定値の総和が総量規制基準に適合しないおそれがあるときは、操業状態から推定した特定排出水の汚濁負荷量及び推定の根拠
 - ② 測定機器の保守・点検等によって欠測が生じた場合には、告示別記1(2)、(3)若しくは(4)又は告示別記2(3)の計測法による値並びにその計測法及び保守・点検等の内容
 - ③ 化学的酸素要求量の場合下記の資料
 - ア 告示別記1(1)及び(4)並びに告示別記2(3)の計測法による場合の換算式（修正した場合はその理由及び根拠）
 - イ 告示別記1備考2に規定する検証を行った場合にはその資料
 - ④ その他測定結果について参考となるべき事項
 - ⑤ 様式第9の備考3汚濁負荷量の算定の基礎となった資料は、各項目についての汚染状態の計測値（例えば水質自動計測器によって計測し記録する場合にあっては、その記録表又は記録図）、特定排出水の量の計測値等をいい、これらの資料を汚濁負荷量測定記録表と合わせて保存することとされています。

汚濁負荷量測定記録表

						指定項目の別	
測定 年月日	測定者	計 測				汚濁負荷量 (kg/日)	備考
		場所	時刻	汚染状態 (mg/L)	排水量 (m ³ /日)		

- 備考 1 本紙の記載に当たっては、指定項目ごとに作成すること。
 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 3 汚濁負荷量の算定の基礎となった資料を合わせて保存すること。

2 汚濁負荷量測定結果の報告

法第22条に基づき、東京都では定期的に汚濁負荷量報告を求めています。

汚濁負荷量の報告は、排水量 400m³/日以上指定地域内事業場にあつては、様式1により、排水量 400m³/日未満の指定地域内事業場にあつては、様式2により行っています。

- 排水量 400m³/日以上指定地域内事業場 月ごとに年12回
- 排水量 400m³/日未満指定地域内事業場 4月から9月まで、10月から翌年3月までの半年ごとに1回の年2回

事業場番号:	総量規制番号:	排水口番号:	排水口名称:	年 月
--------	---------	--------	--------	-----

事業場名称:	事業場所在地:
--------	---------

測定日	測定者	計測場所	計測時刻 時分	排水量 (m ³ /日)	COD水質 (mg/L)	T-N水質 (mg/L)	T-P水質 (mg/L)	COD負荷量 (kg/日)	T-N負荷量 (kg/日)	T-P負荷量 (kg/日)	備 考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
平均											
最大											
最小											

	COD	T-N	T-P
測定器名			
換算式			
換算式設定年月日			

排水量割合	
生産排水%	
冷却水排水%	
その他%	

総量規制基準値(kg/日)	
COD	
T-N	
T-P	

当該排水口について、冷却水・希釈水等非特定排水が上記の報告に含まれない場合は、下記につき平均値を入力してください。

冷却水・希釈水の水量m ³ /日	冷却水等の水質(COD:mg/L)	冷却水等の水質(T-N:mg/L)	冷却水等の水質(T-P:mg/L)

総合排水の当該排水口 BOD値(月平均値:mg/L)

(年3月31日現在)

事業場番号	総量規制番号	年度
事業場名称		
所在地		
担当者(所属)	電話	

表1 特定排出水の実測負荷量等

月	実測水量 (m ³ /日)	実測水質			実測負荷量			稼動 日数	備考
		COD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	COD (kg/日)	T-N (kg/日)	T-P (kg/日)		
4									
5									
6									
7									
8									
9									
96									※96 半期COD負荷量最大日
97									※97 半期T-N負荷量最大日
98									※98 半期T-P負荷量最大日
99									※99 半期排水量最大日

※複数排水口で測定している場合は、排水量・負荷量は各排水口毎の月平均値の合計値を、水質はその合計負荷量をその排水量で割った値を記入してください。

表3 冷却水・希釈水等(半期平均値)

冷却水量等 (m ³ /日)	冷却水水質等 COD (mg/L)	冷却水水質等 T-N (mg/L)	冷却水水質等 T-P (mg/L)

※冷却水・希釈水等非特定排出水が表1の報告に含まれない場合に、記入してください。

表2 計測頻度

←計測頻度入力欄 0~3の数値を入力します	
0	毎日(自動計測)
1	7日に1回
2	14日に1回
3	30日に1回

表4 総合排出水(半期平均値)

	実測水量 (m ³ /日)	実測水質 COD(mg/L)	実測水質 BOD(mg/L)	実測水質 T-N(mg/L)	実測水質 T-P(mg/L)	備考	
						希釈水	
1							
2							
3							

※各排水口の総合排出水について測定している場合に、記入してください。

総量規制基準値 (kg/日)	
COD	
T-N	
T-P	

(年3月31日現在)

{メモ}

A series of horizontal dashed lines for writing notes.